

熊本市公報

第 1458 号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目 次 条 例

| | |
|--|-----|
| ○熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第2号） | 478 |
| ○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第3号） | 480 |
| ○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第4号） | 482 |
| ○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第5号） | 484 |
| ○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例（第6号） | 485 |
| ○熊本市公民館条例の一部を改正する条例（第7号） | 487 |
| ○市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例（第8号） | 491 |
| ○熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例（第9号） | 494 |
| ○熊本市奨学金条例の一部を改正する条例（第10号） | 500 |
| ○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第11号） | 503 |
| ○熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例（第12号） | 504 |
| ○熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第13号） | 505 |
| ○熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正する条例（第14号） | 513 |
| ○熊本市東部堆肥センター条例の一部を改正する条例（第15号） | 514 |
| ○熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例（第16号） | 516 |
| ○熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を改正する条例（第17号） | 517 |
| ○熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例（第18号） | 518 |
| ○熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を改正する条例（第19号） | 519 |
| ○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例（第20号） | 526 |
| ○熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例（第21号） | 532 |
| ○熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例（第22号） | 533 |
| ○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第23号） | 534 |
| ○熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例（第24号） | 537 |
| ○熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例（第25号） | 538 |

規 則

| | |
|--|-----|
| ○熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則（第12号） | 540 |
| ○熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則（第13号） | 541 |
| ○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第14号） | 543 |
| ○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する等の規則（第15号） | 544 |
| ○熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則（第16号） | 545 |

| | |
|--|-----|
| ○熊本市開発許可の基準等に関する条例第5条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則（第17号） | 551 |
| ○熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第18号） | 552 |
| ○熊本市物品会計規則の一部を改正する規則（第19号） | 553 |
| ○熊本市東部堆肥センター条例施行規則の一部を改正する規則（第20号） | 554 |
| ○熊本市財産規則の一部を改正する規則（第21号） | 556 |
| ○熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則（第22号） | 557 |
| ○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第23号） | 559 |
| ○熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例施行規則を廃止する規則（第24号） | 560 |
| ○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第25号） | 561 |
| ○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第26号） | 562 |
| ○熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第27号） | 563 |
| ○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第28号） | 564 |
| ○熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則（第29号） | 569 |
| ○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第30号） | 572 |
| ○熊本市都市計画法施行細則の一部を改正する規則（第31号） | 573 |
| ○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第32号） | 576 |
| ○熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則（第33号） | 577 |
| ○熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第34号） | 580 |
| 訓 令 | |
| ○熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令（第2号） | 581 |
| ○熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令（第3号） | 583 |
| ○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第4号） | 584 |
| ○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第5号） | 587 |
| 固定資産税評価審査委員会 | |
| ○熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程（第1号） | 588 |

| |
|-----|
| 条 例 |
|-----|

条例第2号

令和4年3月24日

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第23条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第27条を第29条とし、第26条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第27条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第28条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第3号

令和4年3月24日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中72の項を削り、73の項を72の項とし、74の項を削り、75の項を73の項とし、76の項から83の項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

| | | |
|----|------------------------|--|
| 82 | 熊本市総合計画審議会 | 熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。 |
| 83 | 熊本城復旧基本計画検証委員会 | 熊本城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。 |
| 84 | 熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 | 新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。 |
| 85 | 熊本市緑の基本計画推進委員会 | 熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。 |
| 86 | 熊本市健全な森づくり推進協議会 | 熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。 |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第4号

令和4年3月24日

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例の一部改正)

第1条 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例(大正14年告示第25号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項ただし書を削る。

(熊本市職員共済組合条例の一部改正)

第2条 熊本市職員共済組合条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第23条ただし書を削る。

(熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和35年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書を削る。

第28条第2項中「所得税法(昭和22年法律第27号)第9条」を「所得税法(昭和40年法律第33号)第22条」に改める。

(熊本市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 熊本市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例第25条第1項、熊本市職員共済組合条例第23条、熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例第11条第1項及び熊本市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行った担保の提供について適用し、同日前にこの条例による改正前のこれらの規定により行った担保の提供については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項又は附則第71条第1項の規定により株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等とみなされる給付を受ける権利を担保とした貸付けの業務のために前項に規定する各条例の規定に規定する権利を担保に供することを妨げない。

条例第5号

令和4年3月24日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第6号

令和4年3月24日

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和39年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。

第6条の2の見出しを「(出勤報酬)」に改め、同条第1項中「水火災その他非常災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、「限る。）」の次に「、研修、講習」を加え、「費用弁償」を「出勤報酬」に、「2,600円」を「4,000円」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「前項の費用弁償」を「第1項の出勤報酬」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、1回の従事時間が4時間を超えるときは、以後4時間までごとに4,000円を同項に規定する額に加算して支給する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(費用弁償)

第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、

次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 団長 熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。)別表第1に規定する2号区分相当額

(2) 団長以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。

第7条ただし書中「水火災その他非常災害」を「災害」に改める。

別表中「75,000円」を「82,500円」に、「60,000円」を「69,000円」に、「40,000円」を「50,500円」に、「34,000円」を「45,500円」に、「25,000円」及び「24,000円」を「37,000円」に、「23,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第7号

令和4年3月24日

熊本市公民館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表を次のように改める。

(1) 会議室、料理実習室及びホール使用料

| 使用時間 区分 施設名 | 午前 | 午後 | 夜間 | 延長・繰上げ | | 1時間単位 |
|-------------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|----------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 正午から午後1時まで | 午後5時から午後6時まで | 1時間までごとに |
| 大会議室 | 1,300円 | 1,500円 | 1,500円 | 440円 | 440円 | 440円 |
| 中会議室 | 900円 | 1,000円 | 1,000円 | 300円 | 300円 | 300円 |
| 小会議室 | 400円 | 500円 | 500円 | 140円 | 140円 | 140円 |
| 料理実習室 | 1,500円 | 1,700円 | 1,700円 | 500円 | 500円 | 500円 |
| ホール | 2,000円 | 2,500円 | 2,500円 | 670円 | 670円 | 670円 |

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 1時間単位の欄を適用する使用は、午前9時から午後10時までの間の使用であって、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間のみの使用でないものとする。
- 3 午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係

る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。

- 4 午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたって1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。
- 5 延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する2以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。
- 6 教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前8時から午前9時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の1時間単位の欄の使用料に相当する額とする。

別表第2を次のように改める。

冷暖房設備使用料

| 使用時間 区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 延長・繰上げ | | 1時間単位 |
|------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|----------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 正午から午後1時まで | 午後5時から午後6時まで | |
| 施設名 | | | | | | 1時間までごとに |
| 大会議室 | 200円 | 200円 | 200円 | 70円 | 70円 | 70円 |
| 中会議室 | 150円 | 150円 | 150円 | 50円 | 50円 | 50円 |
| 小会議室 | 100円 | 100円 | 100円 | 40円 | 40円 | 40円 |
| 料理実習室 | 150円 | 150円 | 150円 | 50円 | 50円 | 50円 |
| ホール | 700円 | 700円 | 700円 | 240円 | 240円 | 240円 |

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

- 2 1時間単位の欄を適用する使用は、午前9時から午後10時までの間の使用であって、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間のみの使用でないものとする。
- 3 午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。
- 4 午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたって1時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する2以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。
- 5 延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する2以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する2以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。
- 6 教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前8時から午前9時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の1時間単位の欄の使用料に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表(1時間単位の欄を除く。)及び別表第2(1時間単位の欄を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請がなされた使用の許可

に係る使用料から適用し、施行日前に申請がなされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行日前の使用許可等に関する特例)

- 3 教育委員会は、施行日前においても、施行日以後の公民館の使用を1時間単位で許可することができる。この場合において、当該1時間単位の使用に係る使用料は、この条例による改正後の別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第2の規定の例による。
- 4 前項の場合において、同項の規定による使用の許可は熊本市公民館条例第3条第1項の規定による使用の許可と、前項の規定による使用料は同条例第5条の規定による使用料とみなす。

条例第8号

令和4年3月24日

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市立高等学校条例の一部改正)

第1条 熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、位置及び学科」を「及び位置」に改め、同条の表学科の欄を削る。

第3条第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正)

第2条 熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び修業年限」を削り、「別表第1のとおり」を「専門課程」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学校の生徒の修業年限は、2年とする。

第4条第1項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に、「別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「授業料」を「前項に規定する授業料（以下「授業料」という。）」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「入学考査料」を「第1項に規定する入学考査料（以下「入学考査料」という。）」に改め、同条第4項中「入学料」を「第1項に規定する入学料（以下「入学料」という。）」に改め、同条第5項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項に規定する受講料（以下「受講料」という。）は、初回の授業の実施日以

前であって市長が別に定める日までに納めなければならない。

第5条を次のように改める。

(授業料等の減免)

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、授業料、入学検査料、入学料又は受講料のうち、それぞれ当該各号に定めるものを減免することができる。

- (1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶ場合 授業料及び受講料
- (2) 災害その他特別な理由があると認める場合 授業料、入学検査料、入学料及び受講料
- (3) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定された場合 授業料及び入学料(生徒として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。)
- (4) 熊本市立高等学校条例(昭和39年条例第40号)第2条に規定する高等学校に在籍する場合 入学料(別表備考第1項の科目等履修生として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。)及び受講料

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表(第4条関係)

| 対象者 | 区分 | 金額 |
|--------|-------|---------------|
| 生徒 | 授業料 | 年額168,000円 |
| | 入学検査料 | 5,200円 |
| | 入学料 | 58,000円 |
| 科目等履修生 | 入学料 | 3,000円 |
| | 受講料 | 1単位につき10,000円 |
| 聴講生 | 受講料 | 1単位につき10,000円 |

備考

- 1 この表において「科目等履修生」とは、単位の修得を目的として専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。
- 2 この表において「聴講生」とは、単位の修得を目的とせずに専修学校設置

基準第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。

- 3 1単位に含まれる授業時数は、専修学校設置基準に基づき教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 生徒の入学、科目等履修生の入学及び受講並びに聴講生の受講に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(施行日前の生徒等の入学料徴収等に関する特例)

- 3 この条例の施行日以後に学校に入学しようとする生徒に係る入学考査料及び入学料並びに科目等履修生に係る入学料は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の第4条、第5条及び別表の規定の例により徴収し、又は減免することができる。
- 4 前項の規定による入学考査料及び入学料の徴収又は減免は、この条例の施行日以後においては、それぞれこの条例による改正後の第4条又は第5条の規定によりなされたものとみなす。

条例第9号

令和4年3月24日

熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市立野外教育施設条例の一部を改正する条例

熊本市立野外教育施設条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立金峰山自然の家条例

第1条中「集団生活」を「活動」に、「、少年」を「青少年」に改め、「図る」の次に「とともに、市民に自然に親しむ体験の機会を提供する」を加え、「野外教育施設」を「熊本市立金峰山自然の家（以下「金峰山自然の家」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 金峰山自然の家の位置は、熊本市西区池上町3071番5とする。

第3条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条第1号中「少年の集団宿泊訓練」を「集団宿泊活動」に改め、同条第2号及び第3号中「少年の」を削り、同条第4号中「少年団体」を「青少年団体の指導者」に改める。

第4条を次のように改める。

（優先使用）

第4条 熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）は、金峰山自然の家を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会規則で定めるところにより、金峰山自然の家を優先して使用させることができる。

- (1) 教育課程に基づく学習活動を行う本市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校

の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)の生徒及びその引率者

(2) 本市内の小学校の児童又は中学校の生徒を主たる構成員とする団体及びその引率者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が適当と認めるもの

第5条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の許可(以下「使用許可」という。)について必要な条件を付することができる。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「前条の許可」を「使用許可」に、「した許可」を「した使用許可」に改め、同項第1号中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条第2項中「前項の許可」を「使用許可」に、「責」を「責め」に改める。

第7条を次のように改める。

(使用料等)

第7条 金峰山自然の家の使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 市長は、第1項に定める使用料とは別に、第3条に定める事業の実施のために必要な範囲内で、使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)に対し、食事、宿泊のためのシート、体験活動に用いる材料等を提供し、当該提供に係る費用を徴収することができる。

第8条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に、「き損し」を「毀損し」に、「復するか」を「回復し」に改める。

第10条中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に改め、同条を第18条とする。

第9条第1項中「野外教育施設」を「金峰山自然の家」に、「熊本市立野外教育施設運営協議会」を「熊本市立金峰山自然の家運営協議会」に改め、同条第2項中「委嘱」を「委嘱し、」に改め、同条を第17条とし、第8条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 金峰山自然の家の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 前条の規定による指定を受けようとするものは、金峰山自然の家の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたものうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 金峰山自然の家の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、金峰山自然の家の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他委員会が定めるところに従い、金峰山自然の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) 金峰山自然の家の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、金峰山自然の家の管理運営上委員会が必要と認める業務

(利用料金等)

第13条 指定管理者は、金峰山自然の家の使用に係る料金（以下「利用料金」とい

う。)を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 第7条に規定する使用料を納付したものは、当該使用料に係る金峰山自然の家の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
- 7 指定管理者は、第7条第5項に規定する提供の業務を行ったときは、第1項に定める利用料金とは別に、当該提供を受けた使用者からその費用を徴収し、自己の収入として収受することができる。

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けるものは、市と金峰山自然の家の管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定に定める事項は、教育委員会規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、金峰山自然の家の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第10条の規定にかかわらず、金峰山自然の家の最初の指定管理者を指定する場合においては、委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関

する法律（平成11年法律第117号）に基づき金峰山自然の家について選定し、契約した民間事業者を議会の議決を経て、金峰山自然の家の指定管理者に指定するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

| 使用区分 | 使用時間 | 使用者 | 使用料 |
|--------|-----------------------|---------|-------------|
| 宿泊室 | 午後1時から翌日の 午前10時まで | 一般 | 1人1泊 1,400円 |
| | | 大学生・高校生 | 1人1泊 900円 |
| | | 中学生以下 | 1人1泊 700円 |
| テントサイト | 午前11時から翌日 の午前10時まで | 一般 | 1人1泊 1,000円 |
| | | 大学生・高校生 | 1人1泊 600円 |
| | | 中学生以下 | 1人1泊 500円 |
| 日帰り | 午前11時から午後 9時まで | 一般 | 1人 500円 |
| | | 大学生・高校生 | 1人 300円 |
| | | 中学生以下 | 1人 250円 |

備考

- 「一般」とは、大学生・高校生及び中学生以下に該当しない者をいう。
- 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「中学生以下」とは、中学校の生徒及び小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 使用料には、食事、宿泊のためのシーツ、体験活動に用いる材料等の提供に係る費用を含まない。
- 日帰りの使用区分は、金峰山自然の家の使用許可を受けた場合に使用できることとなる施設（宿泊室を除く。）及び設備を宿泊を伴わずに使用する場合に適用する。
- 小学校就学の始期に達するまでの者に係る使用料は、無料とする。
- 中学生以下で本市内の小学校又は中学校に通学する者及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として金峰山自然の家を使用する場合における使用料

は、無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 公布の日

- (2) 附則第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日

(準備行為)

- 2 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(施行前の使用許可等に関する特例)

- 3 熊本市立金峰山自然の家の指定管理者は、施行日前においても、この条例による改正後の熊本市立金峰山自然の家条例（以下「新条例」という。）第4条から第7条まで、第11条、第13条、第16条及び別表の規定の例により、使用許可（新条例第5条第2項の使用許可をいう。以下同じ。）及び利用料金等の収受に関し必要な行為を行うことができる。

- 4 前項の場合において指定管理者がした使用許可、指定管理者に対してなされた使用許可の申請又は指定管理者がした利用料金等の収受は、施行日以後においては、それぞれ新条例第5条、第7条又は第13条の規定によりなされたものとみなす。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市立野外教育施設条例（以下「旧条例」という。）第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設運営協議会の委員である者は、施行日に、新条例第17条第2項の規定により、熊本市立金峰山自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第17条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第9条第2項の規定により委嘱され、又は任命された熊本市立野外教育施設運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

条例第10号

令和4年3月24日

熊本市奨学金条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市奨学金条例の一部を改正する条例

熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条—第13条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第14条—第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

第1条中「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下「学校等」という。）に在学する者で、」を削り、「もの」を「者」に、「貸付けを行い、もって」を「貸付け等を行うことにより、」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 奨学金の貸付け

第2条中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「学校等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（以下この章において「学校等」という。）」に改める。

第6条第1項中「減額貸付」を「減額」に改め、同条第2項中「奨学金」の次に「の貸付け」を加える。

第14条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第13条の次に次の1章を加える。

第3章 高校等進学支援金の支給

(支援金の支給)

第14条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し、高校等進学支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

- (1) 本市に居住する者であること。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に掲げる高等学校等（第18条において単に「高等学校等」という。）への翌年度の入学を許可された者であること。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の所得割が非課税であること。
- (4) 過去にこの条例による支援金の支給を受けていない者であること。
- (5) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しない者であること。

(支給申請)

第15条 支援金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(支援対象者の決定)

第16条 支援金の支給を受ける者（第18条において「支援対象者」という。）は、教育委員会の意見を聴き、市長が決定する。

(支援金の支給額)

第17条 支援金の支給額は、40,000円とする。

(支給決定の取消し)

第18条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支援対象者に係る支給の決定を取り消すこととする。

- (1) 高等学校等に入学しなかったとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

2 支援対象者は、前項の規定により支援金の支給を取り消された場合において、既に支給を受けた支援金があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

別表中「別表」を「別表（第5条関係）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第11号

令和4年3月24日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第48号を削り、第49号を第48号とし、第50号から第55号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第12号

令和4年3月24日

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例（平成15年条例第49号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第13号

令和4年3月24日

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第1条中「(以下「最低基準」という。)」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第34条の16第1項の規定により条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令第6条第2項から第5項まで、第16条第2項第4号、第45条第2項及び附則第2条第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------------|--|---|
| 省令第3条第1項 | その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者 | 熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）第1条の熊本市社会福祉審議会 |
| 省令第6条第1項ただし書 | 離島 | 山間のへき地 |
| 省令第16条第1項第5号 | 提供するよう努めること | 提供すること |
| 省令第16条第2項第3号 | 離島 | 山間のへき地 |
| 省令第37条第5号 | 離島 | 山間のへき地 |
| 省令第40条ただし書 | 離島 | 山間のへき地 |
| 省令第43条第2号 | 又は | 1人につき4.95平方メートル以上、 |
| | 1.65平方メートル | 3.3平方メートル |
| 省令第43条第3号 | 又は | 1人につき4.95平方メートル以上、 |
| 省令第43条第5号 | 付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む | 建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの（公園等を除く。）に限る |

第4条から第21条までを削り、第22条を第4条とする。

第2章から第5章までを削る。

附則第2条から第5条までを削る。

附則第6条中「第44条」を「第3条第2項の規定により読み替えられた省令第

43条」に改め、「同条第2号」の次に「及び第3号」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条を附則第2条とする。

附則第7条の前の見出し及び同条から附則第10条までを削る。

(熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「省令」という。)において使用する用語の例による。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第3条 次条及び第5条に定めるもののほか、法第13条第1項の規定により条例で定める設備運営基準は、省令に定める基準(省令第7条第6項第1号及び第2号(省令附則第4条第1項の規定により読み替えられたこれらの規定を含む。))に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|-------------------------------------|---|
| 省令第2条 | 都道府県 | 市 |
| | 都道府県知事 | 市長 |
| 省令第3条第1項 | 都道府県知事 | 市長 |
| | その管理に属する法第25条に規定する審議会 その他の合議制の機関 | 熊本市社会福祉審議会条例(平成12年条例第33号)第1条の熊本市社会福祉審議会 |
| 省令第3条第2項 | 都道府県 | 市 |
| 省令第6条第5項 | 位置に設けることを原則 | 敷地内に設けなければな |

| | とする | らない |
|------------------|----------|--------------|
| 省令第13条第1項 | 第2項及び第4項 | 第2項及び第4項、第6条 |
| 省令附則第5条、第7条及び第8条 | 都道府県知事 | 市長 |

(乳児室又はほふく室の面積)

第4条 乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

第5条から第13条までを削り、第14条を第5条とし、第15条を削る。

附則第2条及び第3条を削る。

附則第4条第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第7条第1項」を「省令第6条第1項」に改め、同項を同条とし、同条を附則第2条とする。

附則第5条の前の見出し及び同条から附則第8条までを削る。

(熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成30年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
 - イ 法第3条第3項に規定する連携施設であって同項の認定を受けたもの
- (2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。
- (3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

第3条及び第4条を次のように改める。

(認定要件)

第3条 次条から第16条まで及び附則第2条に定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める要件は、就学前の子どもに関する教育、

保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第四の六、第五、第六及び附則第5項後段に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------|---|---|
| 告示第一の二 | の満3歳以上の子ども | の満3歳以上の子ども (本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。) |
| 告示第三の二 | であることが望ましいが、幼稚園の教育免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければ | (以下「両資格併有者」という。) でなければ |
| 告示第三の三 | 二の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない | 学級担任について両資格併有者とすることができない場合は、二の規定にかかわらず、幼稚園の教員免許状を有する者を学級担任とすることができる |
| 告示第三の四 | 二の規定にかかわらず、 | 教育・保育時間相当利用 |

| | | |
|----------|---|--|
| | 満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない | 児の保育に従事する者について両資格併有者とすることができない場合は、二の規定にかかわらず、保育士の資格を有する者を教育・保育時間相当利用児の保育に従事する者とするができる |
| 告示第三の五 | 能力を有しなければ | 能力並びに児童福祉事業又は小学校就学前の教育に関する専門的な知識を有する者でなければ |
| 告示第四の三 | 屋外遊戯場 | 屋外遊戯場（認定こども園の建物等と同一敷地内又は隣接する敷地内にあるものに限る。） |
| 告示第四の七の5 | 提供するよう努めること | 提供することができること |
| 告示第四の九 | 乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。 | 乳児室又はほふく室の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 (1) 4.95平方メートルに満1歳未満の子どもの数を乗じて得た面積 (2) 3.3平方メートルに満1歳以上満2歳未満の子どもの数を乗じて得た面積 |

| | | |
|---------|----------------------------------|--|
| 告示第八の三 | 情報開示に努めなければ | 開園日、施設の整備状況、子育て支援事業その他必要な情報の提供をしなければ |
| 告示第八の六 | 保育 | 保育並びに子育て支援事業 |
| 告示附則第3項 | 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において | 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園及び家庭的保育事業所等が不足している事情に鑑み |
| | 都道府県知事 | 市長 |
| 告示附則第4項 | 第三の一 | 前項の事情に鑑み、第三の一 |
| 告示附則第5項 | 第三の二 | 附則第3項の事情に鑑み、第三の二 |
| 告示附則第6項 | 1日につき | 附則第3項の事情に鑑み、1日につき |
| | 都道府県知事 | 市長 |
| 告示附則第7項 | 都道府県知事 | 市長 |

(子育て支援事業の提供体制)

第4条 認定こども園は、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

第5条の見出し中「職員」を「調理員」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とする。

第6条を削る。

第7条第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項中「この条において」を削り、同項ただし書中「第22条」を「第

16条」に、「熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第45条第7号ア、イ及びカ」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びヘ」に、「児童福祉施設基準条例第45条第7号」を「同令第32条第8号」に改め、同条第4項から第11項までを削り、同条第12項中「第9項ただし書」を「告示第四の七ただし書」に、「同項各号」を「同後段」に改め、「規定する設備」の次に「、告示第四の八前段に該当する場合は同後段に規定する設備」を加え、同項を同条第4項とし、同条第13項を同条第5項とし、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（子どもの健康及び安全の確保等）

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する観点から、職員の健康及び衛生管理に配慮しなければならない。

2 認定こども園は、子どもが心身ともに健やかに育成され、豊かな人間性を育むために、家庭及び地域と連携して食育を推進しなければならない。

第12条から第17条までを削り、第18条を第12条とし、第19条から第21条までを6条ずつ繰り上げる。

第22条の見出しを「（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用）」に改め、同条中「児童福祉施設基準条例第45条第7号」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号」に、「同号ア」を「同号イ」に、「同号イ及びウ」を「同号ロ」に、「同号カ」を「同号ハ中「施設及び設備」とあるのは「設備」と、同号ヘ」に改め、同条を第16条とする。

附則第2条の前の見出し及び同条から附則第6条までを削る。

附則第7条中「第8条第11項」を「告示第四の九」に改め、同条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第14号

令和4年3月24日

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正する条例

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第1項の」を「第2条第4項の」に改める。

第2条第1項中「第6条第1項」を「第9条第4項」に改める。

第5条第3項中「第3条第1項」を「第3条第2項」に改める。

第12条第1号中「第6条第6項」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

条例第15号

令和4年3月24日

熊本市東部堆肥センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市東部堆肥センター条例の一部を改正する条例

熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第9条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第9条 堆肥を購入した者であって、当該堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼するものは、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付方法については、規則で定める。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第2中「3,000円」を「1,000円」に、「9,000円」を「3,000円」に、「18,000円」を「6,000円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条関係）

| 区分 | センターから運搬する場所までの直線距離 | 手数料 |
|--------|----------------------|--------|
| 運搬 | 7キロメートル以内 | 1,000円 |
| | 7キロメートルを超え15キロメートル以内 | 1,500円 |
| | 15キロメートルを超える市内 | 1,500円 |
| 運搬及び散布 | 7キロメートル以内 | 1,500円 |

| | | |
|--|----------------------|--------|
| | 7キロメートルを超え15キロメートル以内 | 2,000円 |
| | 15キロメートルを超える市内 | 2,000円 |

備考

- 1 1回に運搬できる堆肥の容量は、規則で定める。
- 2 手数料の欄の金額は、運搬又は運搬及び散布1回当たりの金額をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第16号

令和4年3月24日

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部を改正する条例

熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例（令和2年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第1条に定める目的のための費用に充てるものとし、剰余金のある場合には」を削る。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例第17号

令和4年3月24日

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部を改正する条例

熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例（平成13年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に改め、「振興」の次に「並びに森林環境教育等の推進」を加える。

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 森林の有する機能の学習並びに森林及び木材を活用した体験活動に関すること。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第18号

令和4年3月24日

熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市開発許可の基準等に関する条例（平成13年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる」に改め、「ものを」の次に「原則として」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前項の変更又は解除により条例で指定する土地の区域から除外される区域で行われる開発行為であって当該変更又は解除があった日前に申請があったものについては、当該申請日における区域の指定は、なお効力を有する。

別表第2の1の項中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の」を「第29条の9各号に掲げる区域を原則として含まない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第19号

令和4年3月24日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 交通安全に関する市の責務等（第3条—第13条）

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備（第14条—第16条）

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進（第17条・第18条）

第5章 自転車の放置禁止等（第19条—第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

第1条中「を確保するとともに、都市の美観を維持し、あわせて、自転車利用者の利便の増進」を「の確保、都市の美観の維持、自転車利用者の利便の増進及び自転車の安全利用の推進」に改める。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）

及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「各種学校」という。）をいう。

- (6) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 交通安全に関する市の責務等

第3条の見出しを「（市の責務等）」に改め、同条第1項中「市長」を「市」に、「関し、」を「関する」に、「の実施に努めなければならない」を「（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を実施する責務を有する」に改め、同条第2項中「市長」を「市」に、「自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関する施策」を「自転車安全利用促進施策」に、「その他関係機関」を「その他の関係機関（自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「市長」を「市」に、「熊本市自転車駐車対策等協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改める。

第4条を削る。

第5条中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第4条とする。

第6条第3項中「の見やすい箇所に自己の住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、当該自転車」を削り、同条第4項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 自転車の利用者等は、熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成27年熊本県条例第20号。以下「県条例」という。）第5条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。
- (2) 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等（保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）及び高齢者の家族をいう。以下同じ。）は、県条例第6条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。
 - (2) その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合には、前照灯の点灯、尾灯の点灯又は後方への反射器材の装備及び自転車の両側面方向への反射器材の装備をさせること。
- 2 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全利用に関する事項について助言をするよう努めるものとする。
- 3 保護者等は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

第17条を第27条とし、同条の前に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(自転車利用推進協議会)

第26条 市長の附属機関として、熊本市自転車利用推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第8条の自転車等駐車対策協議会を兼ねるものとする。
- 3 協議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 総合計画に関する事項
 - (2) 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の市町村自転車活用推進計画に関する事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 協議会の委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。
- 5 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で

定める。

第16条第2項中「第14条」を「第23条」に改め、同条を第25条とする。

第15条第1項中「第12条及び第13条第2項」を「第21条及び第22条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第21条」に改め、同条を第23条とする。

第13条を第22条とし、第12条を第21条とし、第11条を第20条とする。

第10条第2項中「協議会」を「第26条の熊本市自転車利用推進協議会」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の章名を付する。

第5章 自転車の放置禁止等

第9条第1項中「生じさせる施設の設置者」の次に「（以下「施設の設置者」という。）」を、「供するため」の次に「、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例（平成21年条例第47号）に定めるもののほか」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策」を「市が実施する自転車安全利用促進施策」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の2章を加える。

第3章 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備

（交通安全教育の推進）

第14条 市は、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育
- (2) 自転車の安全利用に関する教育、啓発及び活動の支援
- (3) 乗車用ヘルメットの着用の促進
- (4) 自転車の定期的な点検及び整備の促進
- (5) 第7条第1項の規定により学校の長が実施する同項第2号に掲げる事項に関する支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用に関する交通安全教育を推進するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び交通安全団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体をいう。以下同じ。）と連携を図り、必要に応じ、協

力を求めるものとする。

(自転車利用環境の整備)

第15条 市は、関係機関と連携し、自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に努めるものとする。

2 市は、地域の自転車の利用状況を勘案し、自転車の駐車に係る環境の整備を行うよう努めるものとする。

3 市は、鉄道事業者等と協力して、自転車と公共交通機関の乗換えに資する施設の整備を行うよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市は、自転車に係る利用環境の向上を図るため、関係機関、市民、事業者、自転車小売業者、自転車貸付業者、鉄道事業者等、施設の設置者、交通安全団体等と連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(自主的な取組を行う市民への支援)

第16条 市は、自転車の安全利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第4章 自転車損害賠償保険等への加入促進

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第17条 自転車の利用者(未成年者を除く。)、保護者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第11条から第14条までの規定に基づき、自転車損害賠償保険等に加入し、又は加入するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、県条例第15条の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。

3 学校の長は、県条例第7条第3項の規定に基づき、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。

4 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、自転車を利用して通学する生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発)

第18条 市は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図

るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう広報その他の啓発活動を行うものとする。

第8条第2項中「第3条第1項の規定に基づき」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 鉄道事業者等は、前項に定めるもののほか、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力しなければならない。

第8条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

(自転車貸付業者の責務)

第10条 自転車貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）は、県条例第10条に定める事項の実施に努めるほか、自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めるものとする。

- 2 自転車貸付業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(自動車又は原動機付自転車の運転者の責務)

第11条 自動車（道路交通法第2条第1項第9号の自動車をいう。）又は原動機付自転車（同項第10号の原動機付自転車をいう。）の運転者は、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

第7条第1項中「という。）は、」の次に「県条例第9条に定める事項の実施に努めるほか、」を加え、「あたっては」を「当たっては」に改め、同条第2項中「第3条第1項の規定に基づき市長が実施する施策に協力しなければ」を「市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければ」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の2条を加える。

(学校の長の責務)

第7条 学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）の長は、県条例第7条に定める事項の実施に努めるほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導
- (2) 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるために必要な研修の機会の提供その他の取組

- 2 大学、専修学校及び各種学校の長は、当該学校に在学する学生が自転車を安全に

利用することができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

- 3 中学校及び高等学校並びにこれらに準ずる学校の長は、生徒の自転車通学を認めるときは、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 学校の長は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人（以下「事業者」という。）

は、県条例第8条に定める事項の実施に努めるほか、自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、この条例による改正後の熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（以下「新条例」という。）第26条第4項の規定により、熊本市自転車利用推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第26条第5項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市自転車駐車対策等協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

条例第20号

令和4年3月24日

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (9) 滞在快適性等向上区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号の滞在快適性等向上区域をいう。
- (10) 集約駐車施設 都市再生特別措置法第46条第14項第3号ハの集約駐車施設をいう。

第3条に次の1項を加える。

- 3 滞在快適性等向上区域における第1項の規定の適用については、第6条第2項の規定により附置する車椅子利用者のための駐車施設を除き、第1項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね500メートル以内にある集約駐車施設内」とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の2 駐車場整備地区内において、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物を新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしようとする者は、第1号又は第2号に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ

れ当該各号に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（当該合計した数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1) 百貨店その他の店舗 3,000平方メートル

(2) 事務所 8,000平方メートル

2 前項の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物にあっては、次の各号に掲げる事務所の用途に供する部分の床面積の区分に応じそれぞれ当該各号に定める数値を合計した数値に10,000を加えた数値を当該事務所の床面積とみなして、同項の規定を適用する。

(1) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.7を乗じて得た数値

(2) 50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内の部分の床面積 当該床面積に0.6を乗じて得た数値

(3) 100,000平方メートルを超える部分の床面積 当該床面積に0.5を乗じて得た数値

3 第1項の規定にかかわらず、延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物にあっては、同項の合計した数値（同項に規定する端数処理を行う前のもの）に次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（当該乗じて得た数値に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数値）を同項の合計した数値とみなして、同項の規定を適用する。

$$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$$

4 前3項の規定にかかわらず、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があると市長が認める場合における当該台数については、市長が別に定める台数以上とすることができる。

5 前各項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることがで

きる。

第4条に次の2項を加える。

- 2 滞在快適性等向上区域における前項の規定の適用については、第6条第2項の規定により附置する車椅子利用者のための駐車施設を除き、前項中「その建築物又はその建築物の敷地内」とあるのは、「その建築物若しくはその建築物の敷地内又はその建築物の敷地からおおむね500メートル以内にある集約駐車施設内」とする。
- 3 前条の規定は、駐車場整備地区内において、用途変更により、特定用途のうち百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えることとなる大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者について準用する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 建築物の敷地が滞在快適性等向上区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前3条の規定を適用する。

第6条第1項中「2.5メートル」を「2.3メートル」に、「6メートル」を「5メートル」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の駐車施設（特定部分を有する建築物の駐車施設に限る。）の駐車の用に供する部分のうち1台以上は、同項の規定にかかわらず、車椅子利用者のための駐車施設として、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行5メートル以上としなければならない。ただし、車椅子利用者のための駐車施設を2台以上隣接して設ける場合であって、当該隣接する2台の車椅子利用者のための駐車施設の間に幅1メートル以上の共用の乗降部分を設けるときは、当該乗降部分に隣接する車椅子利用者のための駐車施設の幅を1台につき2.5メートル以上とすることができる。
- 3 第3条の2の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、有効高3メートル以上とし、自動車が無効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

第7条中「及び第4条の規定により」を「から第4条までの規定により」に改め、「者」の次に「（滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置

することができる者を除く。)」を加え、「第3条及び第4条」を「これら」に、「200メートル以内」を「500メートル以内（荷さばきのための駐車施設及び車椅子利用者のための駐車施設にあっては、おおむね50メートル以内）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公共交通の利用促進に係る特例）

第7条の2 第3条及び第4条（第3項を除く。）の規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設（車椅子利用者のための駐車施設を除く。）の台数を減ずることができる。

2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。

5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

(1) 当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

(2) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第3条及び第4条の規定に適合するように当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。

第8条の見出し中「適用除外」の次に「及び地区又は地域の変更に伴う特例」を加え、同条第1項及び第2項中「及び第4条」を「から第4条まで」に改め、同条第3項を削り、同条に次の2項を加える。

3 この条例の施行後、新たに滞在快適性等向上区域に指定された区域内において、当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者に対する第7条の規定の適用については、同条中「附置すべき者（滞在快適性等向上区域においては、集約駐車施設に駐車施設を附置することができる者を除く。）」とあるのは、「附置すべき者」とする。

4 第3条第3項又は第4条第2項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置した場合において、当該駐車施設に係る建築物の敷地が滞在快適性等向上区域でなくなったときは、その時点において既に当該集約駐車施設内に附置されていた駐車施設については、第6条第1項の規定に適合するものに限り、第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

第9条中「、第4条」を「から第4条まで」に改め、「構造等」の次に「その他必要な事項」を加え、「また」を「、」に改める。

第11条第1項中「立入り」を「立ち入り」に改める。

第12条第1項中「、第4条」を「から第4条まで」に、「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「措置命令書」を「書面」に、「とし、その様式は規則で定める」を「とする」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表3の項中「（延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分）」を削り、「300平方メートル」を「600平方メートル」に改め、「（延べ面積が3,000平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分）」を削り、「450平方メートル」を「900平方メートル」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2（第4条関係）」に改め、同表2の項中「（特定部分の延べ面積が2,000平方メートルを超えている建築物について、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあっては、その増加する部分）」を削り、「300平方メートル」を「600平方メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の2並びに第6条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、なお従前の例による。

(現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域に関する特例)

- 3 この条例の施行の日において、現に滞在快適性等向上区域に指定されている区域における新条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「当該指定の日の翌日から起算して6月を経過する日まで」とあるのは、「令和4年10月1日又は当該指定の日から起算して6月を経過する日のいずれか遅い日まで」とする。

条例第21号

令和4年3月24日

熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の9第1項の条例で定める規模は、50平方メートルとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

条例第22号

令和4年3月24日

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第1条 熊本市営住宅条例(平成9年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「で、次に掲げる」を「であって、法の規定による国の補助を受けて市が建設、買取り又は借上げをした」に改め、同号ア及びイを削る。

(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例の廃止)

第2条 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例(平成6年条例第38号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

条例第23号

令和4年3月24日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の5の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数

を切り上げた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第15条又は第15条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。)を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。)
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。

附則第15項中「起算して1年6か月を超えないもの」を「通算して1年6か月間」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 5 項の改正規定並びに次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の附則第 1 5 項の規定は、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の附則第 1 5 項の規定は、令和 3 年 1 2 月 3 1 日において、支給を始めた日から起算して 1 年 6 か月を経過していない傷病手当金について適用し、同年 1 2 月 3 1 日前にこの条例による改正前の附則第 1 5 項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

(提出理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 6 号）の施行による健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）及び国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の一部改正並びに国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 4 4 号）の施行に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を見直すとともに、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例第24号

令和4年3月24日

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条中 「中央区 11人 東区 13人」 を 「中央区 12人 東区 12人」 に、
「南区 8人 北区 10人」 を 「南区 9人 北区 9人」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

（提出理由）

令和2年国勢調査の結果に伴い、各選挙区において選挙すべき議員の数を見直すため、所要の改正を行うものである。

条例第25号

令和4年3月31日

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市税条例及び熊本市手数料条例の一部を改正する条例

(熊本市税条例の一部改正)

第1条 熊本市税条例(昭和25年告示第89号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第19条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

(熊本市手数料条例の一部改正)

第2条 熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第17号中「納税証明(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証明するものを除く。)」を「地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の証明書(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の2第1項に規定する軽自動車税種別割の滞納がないことを証するもの及び次号から第19号までに掲げるものを除く。)の交付」に、「証明する納税証明」を「証するもの」に改め、「当該証明」を削り、同項第18号中「証明」を「証明書の交付」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18)の2 地方税法第382条の3の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付 1枚につき 400円

第2条第1項第19号中「課税台帳等記載事項証明」を「課税台帳等の記載事項等に係る証明書(前号に掲げるものを除く。)の交付」に、「証明書1枚」を「1枚」に改め、「当該証明」を削り、同条第2項中「第17号」の次に「第18号

の2」を加え、「1件」を「これらの号に掲げる1単位」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

規 則 第 1 2 号

令 和 4 年 3 月 1 7 日

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市動植物園条例施行規則（平成3年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) カード迷路ぐるり森大冒険 1人1回につき 200円

附 則

この規則は、令和4年3月19日から施行する。

規則第13号

令和4年3月18日

熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本城ホール条例施行規則の一部を改正する規則

熊本城ホール条例施行規則（平成29年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表大道具類の部スチールデッキの項、チェロ台の項、長座布団の項及び地がすりの項を削り、同表音響器具類の部移動型パワードスピーカーの項の次に次のように加える。

| | | |
|------------------|----|------|
| 移動型パワードスピーカー（小型） | 1台 | 170円 |
| 会議用マイクスピーカー | 1台 | 500円 |
| カメラ一体型マイクスピーカー | 1台 | 540円 |

別表照明器具類の部スポットライトの項を削り、同部フレネルスポットライト（1KW）の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------------|----|------|
| LED1000型フレネルスポットライト | 1台 | 200円 |
|---------------------|----|------|

別表照明器具類の部フォロースポットライト（2KWハロゲン）の項、センターピンスポットライトの項及びフラッドライトの項を削り、同表映像機器類の部プロジェクター（3,000ルーメン）（ズームレンズを含む。）の項及びプロジェクター（5,000ルーメン）（ズームレンズを含む。）の項を削り、同部プロジェクター台の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|----|-----|
| ウェブカメラ | 1台 | 40円 |
|--------|----|-----|

別表映像機器類の部映像ミキサーの項中「1,660円」を「570円」に改め、同部スクリーン（25,800ミリメートル×11,000ミリメートル）の項及び

自立式スクリーン（150インチ）の項を削り、同表その他の器具類の部ジョーゼット幕の項及びWi-Fiプレゼンターの項を削り、同部高所作業車の項の次に次のように加える。

| | | |
|-------|----|------|
| 高所作業台 | 1台 | 670円 |
|-------|----|------|

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表映像機器類の部映像ミキサーの項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表映像機器類の部映像ミキサーの項の規定は、令和4年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

規則第14号

令和4年3月23日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 4 ひとり親家庭及び父母 のない児童が養育されて いる家庭に対する医療費 の助成に関する事務 | 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和57 年規則第47号）第6条第1項に規定する助成金 の受給資格の認定の申請に係る事実についての審 査に関する事務 |
| | 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第8条第1 項に規定する受給資格者証の有効期間の更新に係 る事実についての審査に関する事務 |

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第15号

令和4年3月24日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する等の規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する等の規則

(熊本市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市営住宅条例施行規則(平成10年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第3号中「熊本市特定優良賃貸住宅管理条例」を「熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第22号)第2条の規定による廃止前の熊本市特定優良賃貸住宅管理条例」に改める。

(熊本市小集落改良住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市小集落改良住宅条例施行規則(平成22年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「熊本市特定優良賃貸住宅管理条例」を「熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第22号)第2条の規定による廃止前の熊本市特定優良賃貸住宅管理条例」に改める。

(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の廃止)

第3条 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則(平成6年規則第71号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第16号

令和4年3月24日

熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市母子保健法に基づく養育医療の給付に関する規則

(趣旨)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づく養育医療の給付(以下「養育医療の給付」という。)に関しては、法、母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)及び母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 養育医療の給付の対象となる者は、本市に住所を有する未熟児(法第6条第6項の未熟児をいう。)であつて、法第20条第4項の指定養育医療機関(以下「指定養育医療機関」という。)の医師が養育のための入院の必要性を認めたものとする。

(養育医療の給付の申請手続)

第3条 省令第9条第1項の規定により養育医療の給付を申請しようとする保護者(以下「申請者」という。)は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定養育医療機関が発行する養育医療意見書
- (2) 養育医療の給付の対象となる者その他の世帯構成員に係る世帯調書兼同意書
- (3) 前号の世帯調書兼同意書に記載された者の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額等を証明する書類(申請しようとする日が属する年の1月2日以降に本市に転入した者に限る。)
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者証又は医療保険各法(国民健康保険法第110条の2第2項の医療保険各法をいう。)による被

保険者証、組合員証又は加入者証（以下「健康保険証」という。）の写し

2 申請者は、移送に係る給付を申請するときは、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移送承認申請書

(2) 指定養育医療機関の医師が移送を特に必要と認めたことを確認できる証明書

(3) 移送に要した費用の額を証明する書類

（給付の決定）

第4条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは、省令第9条第2項の養育医療券（以下「医療券」という。）を申請者に交付するとともに、当該申請に係る指定養育医療機関に対し養育医療受給者決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、前条に規定する申請があった場合において、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、養育医療給付不承認通知書を申請者及び当該申請に係る指定医療機関に送付するものとする。

（費用の徴収）

第5条 法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者から市長が徴収する費用（別表において「徴収金」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

（継続申請）

第6条 医療券の有効期間満了後においても養育医療を継続する必要があるときは、医療券の交付を受けた者は、当該医療券の有効期間満了前に、養育医療継続申請書に指定養育医療機関の医師の意見書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

（申請内容の変更等の届出等）

第7条 医療券の交付を受けた者は、当該医療券の有効期間中に氏名、住所、健康保険証の記載内容、市町村民税の額等に変更が生じたとき又は医療券を紛失し、若しくは毀損したときは、速やかに養育医療決定事項変更（医療券紛失）届を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、その事実を確認の上、新たな医療券を交付するとともに、速やかに当該指定養育医療機関にその旨を通知するものと

する。

(指定養育医療機関の指定)

第8条 市長は、省令第10条の規定により指定の申請をした病院若しくは診療所又は薬局が指定養育医療機関の基準に適合すると認めるときは、当該病院若しくは診療所又は薬局に対し、指定養育医療機関指定書を交付する。

(指定養育医療機関に係る変更等の届出)

第9条 省令第12条の規定による届出をしようとする指定養育医療機関の開設者は、指定養育医療機関指定申請書記載事項変更(業務休止・業務再開・許可取消処分等)届を市長に提出しなければならない。

(指定辞退の申出)

第10条 省令第13条の規定による申出をしようとする指定養育医療機関の開設者は、指定養育医療機関指定辞退通知書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第11条 市長は、法第20条第7項において準用する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第20条第8項の規定により指定養育医療機関の指定を取り消したときは、指定養育医療機関取消通知書により当該指定養育医療機関の開設者に通知するものとする。

(書類の様式等)

第12条 この規則の規定により使用する書類(第3条第1項第3号の書類、同条第2項第3号の書類及び第4条第1項の医療券を除く。)に記載すべき事項及びその様式並びに省令第10条の申請書の様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 階層 区分 | 世帯区分の定義 | | 徴収金の額 (月額) | 加算金の額 (月額) |
|----------|---|--------------------------|---------------|---------------|
| A | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | | 0円 | 0円 |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯 | | 2,600円 | 260円 |
| C | A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯） | | 5,400円 | 540円 |
| D 1 | A階層、B階層 | 15,000円以下 | 7,900円 | 790円 |
| D 2 | 及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯 | 15,001円から 21,000円まで | 10,800円 | 1,080円 |
| D 3 | | 21,001円から 51,000円まで | 16,200円 | 1,620円 |
| D 4 | | 51,001円から 87,000円まで | 22,400円 | 2,240円 |
| D 5 | | 87,001円から 171,300円まで | 34,800円 | 3,480円 |
| D 6 | | 171,301円から 252,100円まで | 49,400円 | 4,940円 |

| | | | |
|-----|------------------------------|-----------------|---|
| D 7 | 252,101円から 342,100円まで | 65,000円 | 6,500円 |
| D 8 | 342,101円から 450,100円まで | 82,400円 | 8,240円 |
| D 9 | 450,101円から 579,000円まで | 102,000円 | 10,200円 |
| D10 | 579,001円から 700,900円まで | 123,400円 | 12,340円 |
| D11 | 700,901円から 849,000円まで | 147,000円 | 14,700円 |
| D12 | 849,001円から 1,041,000円まで | 172,500円 | 17,250円 |
| D13 | 1,041,001円から 1,222,500円まで | 199,900円 | 19,990円 |
| D14 | 1,222,501円から 1,423,500円まで | 229,400円 | 22,940円 |
| D15 | 1,423,501円以上 | 要した費用の月 額の全額 | 左の額の10パー セントの額とする。 ただし、当該額が 26,300円に満たな いときは26,300円 とする。 |

備考

- この表において、「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 所得割の額を算定する場合において、未熟児及びその未熟児の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の

- 指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。
 - 4 A階層以外の階層区分に属する世帯から2人以上の未熟児が同時にこの表の適用を受ける場合には、その月の徴収金の額が最も多くなることとなる未熟児以外の未熟児については、この表に定める加算金の額によりその月額を決定する。
 - 5 入院期間が1か月未満のものについては、日割計算により徴収月額を決定するものとする(D15階層を除く。)。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 6 未熟児に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者がいないときは、徴収金の額の決定は行わないものとする。ただし、当該未熟児本人に市町村民税が課せられている場合はこの限りでない。
 - 7 階層区分の認定は、当該未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に未熟児を扶養しているもののうち、当該未熟児の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無により行うものとする。
 - 8 「未熟児の属する世帯」とは、当該未熟児と生計を一にする消費経済上の一単位を指すものとする。
 - 9 未熟児と世帯を一にしない扶養義務者であって、当該未熟児に対する扶養義務を現に履行していないものは、階層区分の認定において扶養義務者としなないものとする。

規則第17号

令和4年3月25日

熊本市開発許可の基準等に関する条例第5条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市開発許可の基準等に関する条例第5条に規定する土地の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市開発許可の基準等に関する条例第5条に規定する土地の区域の指定に関する規則（平成22年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（規則で定める区域）」に改め、同条中「（以下「指定除外区域」という。）」、ただし書及び第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号から第17号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第18号

令和4年3月25日

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（令和元年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 3 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 法第102条第2項第2号から第5号までに掲げる事由の該当性に係る調査報告書
 - (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 前項第1号の調査報告書に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。この場合において、当該様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第19号

令和4年3月25日

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市物品会計規則の一部を改正する規則

熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イ中「、学校給食植木共同調理場の場長」を削る。

第41条中「第43条第5項」を「第43条第4項」に、「年度終了」を「出納閉鎖」に改める。

第43条第3項中「物品出納員」の次に「及び物品総括管理者を経て、会計管理者」を加え、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表総務局の部行政管理部の款の次に次のように加える。

| | | |
|-------|-------|---------|
| デジタル部 | 情報政策課 | デジタル戦略課 |
| | | システム推進課 |

別表都市建設局の部都市政策部の款交通政策課の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第20号

令和4年3月28日

熊本市東部堆肥センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市東部堆肥センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市東部堆肥センター条例施行規則（平成30年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条中「の還付」の次に「又は条例第9条第3項ただし書の規定による手数料の還付」を加え、「熊本市東部堆肥センター使用料還付申請書」を「熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書」に改める。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、同条の前に次の1条を加える。

（運搬量の上限）

第21条 条例別表第3備考第1項の1回に運搬できる堆肥の容量は、3.8立方メートルまでとする。

第19条中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項中「第14条第4項ただし書」を「第15条第4項ただし書」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「第14条第3項」を「第15条第3項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加

える。

(手数料の納付方法)

第13条 条例第9条第1項に規定する手数料は、堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼する際に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該依頼に係る運搬又は運搬及び散布が終わった際に納付させることができる。

- (1) 電話等により堆肥の運搬又は運搬及び散布の依頼が行われた場合
- (2) 運搬又は運搬及び散布の依頼を受けた堆肥が大量であり、事前にこれらの実施回数を確定することが困難である場合

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第21号

令和4年3月29日

熊本市財産規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市財産規則の一部を改正する規則

熊本市財産規則（昭和39年規則第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「～」を「一」に改める。

第2条第1号中「熊本市教育委員会事務局等組織規則」を「熊本市教育委員会事務局内部組織規則」に改める。

第48条を次のように改める。

（書類の様式等）

第48条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表を削る。

様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

規則第22号

令和4年3月29日

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市補助金等交付規則の一部を改正する規則

熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第9条中「30日以内」を「その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで」に、「実績報告書」を「書類」に改め、同条第1号中「事業実施報告書」を「事業実績報告書」に改め、同条第3号中「事項」を「書類」に改める。

様式第2号中

「4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。」

を

「4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。」

に、

「30日以内」を「30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日」に、

「6 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。」

を

「6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不適

当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。
この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。

7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。

8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第23号

令和4年3月29日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項第4号中「熊本市優待証（さくらカード）交付手数料及び」を削る。

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表自転車利用推進室の項を次のように改める。

| | |
|----------|----|
| 自転車利用推進課 | 課長 |
|----------|----|

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表西区土木センター河内分室の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第24号

令和4年3月30日

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例施行規則を廃止する規則

熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例施行規則（平成15年規則第62号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第25号

令和4年3月30日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「市長」を「、市長」に改める。

別表第1中「職員心理カウンセラー」を「職員心理カウンセラー会計年度任用職員」に、「地域林政アドバイザー」を「地域林政アドバイザー（実務支援）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第26号

令和4年3月30日

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成9年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|------|----------------|
| 政策参与 | 月額 480,000 円以内 |
|------|----------------|

」

を

「

| | |
|---------------|----------------|
| スマートシティアドバイザー | 日額 30,000 円以内 |
| 政策参与 | 月額 480,000 円以内 |

」

に改め、仮設住宅法律支援相談員の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第27号

令和4年3月30日

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則（昭和33年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「熊本市職員の任用に関する規則（平成6年人事委員会規則第8号）第10条第1項各号」を「熊本市職員の任用に関する規則（令和3年人事委員会規則第3号）第26条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第28号

令和4年3月30日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第16項中「、自転車利用推進室」を削る。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(19) 総合計画審議会に関すること。

別表(1)政策局の表危機管理防災総室の部事務分掌の欄中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 防災基本条例（仮称）検討委員会に関すること。

別表(2)総務局の表行政管理部の部総務課の項事務分掌の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同部改革プロジェクト推進課の項事務分掌の欄中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同部情報政策課の項を削り、同部の次に次のように加える。

| | | |
|-------|-------|--|
| デジタル部 | 情報政策課 | (1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 情報セキュリティに関すること。 (3) 社会保障・税番号制度に係る総合的調整に関すること （他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 課内、デジタル戦略課及びシステム推進課の庶務に関すること。 |
|-------|-------|--|

| | |
|---------|--|
| デジタル戦略課 | (1) 情報政策の総合的な企画、調整、管理及び統制に関すること。 (2) 熊本市情報ネットワークシステムに関すること。 |
| システム推進課 | (1) 熊本市総合行政情報システムの維持管理及び標準化に関すること。 |

別表(3) 財政局の表財務部の部財政課の項事務分掌の欄中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 基金等の運用に関すること。

別表(3) 財政局の表税務部の部市民税課の項事務分掌の欄第 7 号中「及び課税標識の交付」を「並びに課税標識、課税外標識及び試乗標識の交付等（交付、再交付及び返納をいう。次項において同じ。）」に改め、同欄中第 10 号を削り、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 自動車の臨時運行許可に関すること。

別表(3) 財政局の表税務部の部東税務室、西税務室、南税務室、北税務室（室）の項事務分掌の欄第 1 号を次のように改める。

(1) 市税に関する証明に関すること。

別表(3) 財政局の表税務部の部東税務室、西税務室、南税務室、北税務室（室）の項事務分掌の欄中第 4 号から第 6 号までを削り、第 3 号を第 6 号とし、第 2 号を第 5 号とし、第 1 号の次に次の 3 号を加える。

(2) 住宅用家屋証明に関すること。

(3) 原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の申告並びに課税標識及び課税外標識の交付等並びに試乗標識の返納に関すること。

(4) 自動車の臨時運行許可に関すること。

別表(3) 財政局の表税務部の部東税務室、西税務室、南税務室、北税務室（室）の項事務分掌の欄第 7 号中「市民税申告」を「市民税の申告」に改め、同部納税課の項事務分掌の欄第 4 号中「及び受託」を削る。

別表(4) 文化市民局の表市民生活部の部地域政策課の項事務分掌の欄第 13 号中「マイナンバーカードの普及啓発に係る調査及び研究」を「個人番号カードの交付に係る総合的調整及び普及啓発」に改め、同欄中第 14 号を削り、第 15 号を第 14 号とし、第 16 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表熊本城総合事務所の部事務分掌

の欄中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 熊本城復旧基本計画検証委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部高齢福祉課の項事務分掌の欄第14号及び同表障がい者支援部の部障がい保健福祉課の項事務分掌の欄第18号中「熊本市優待証(さくらカード)」を「熊本市おでかけICカード」に改め、同表保健衛生部の部新型コロナウイルス感染症対策課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部環境共生課の項事務分掌の欄中第9号を削り、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 生物多様性推進会議に関すること。

(9) 緑の基本計画推進委員会に関すること。

別表(6)環境局の表資源循環部の部廃棄物計画課の項事務分掌の欄中第10号を削り、第11号を第10号とし、同部環境施設課の項事務分掌の欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同部浄化対策課の項事務分掌の欄第5号中「(他課の所管に属するものを除く。)」を削る。

別表(7)経済観光局の表観光交流部の部観光政策課の項事務分掌の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表(8)農水局の表農政部の部森づくり推進室(室)の項事務分掌の欄第7号中「健全な森づくり推進計画(仮称)策定委員会」を「健全な森づくり推進協議会」に改める。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部都市政策課の項事務分掌の欄中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の保全に関すること。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部交通政策課の項及び自転車利用推進室(室)の項を削り、同部市街地整備課の項事務分掌の欄中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(11) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく特定路外駐車場の設置の届出等に関すること。

(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の設置の届出等に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部震災対策課の項事務分掌の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同部建築審査室（室）の項事務分掌の欄第7号中「(平成18年法律第91号)」を削り、同部植木中央土地区画整理事業所の項事務分掌の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、同部の次に次のように加える。

| | | |
|-----------------------|----------|--|
| 交 通 政 策 部 | 交通企画課 | (1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 公共交通に係る総合的企画及び調整に関する事。 (3) 渋滞対策に係る総合的企画及び調整に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (4) 公共交通協議会に関する事。 |
| | 移動円滑推進課 | (1) 公共交通における移動の円滑化に関する事。 (2) 新たなモビリティサービスの推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 港湾の整備の促進に関する事。 (4) 熊本空港の利用の促進に関する事。 (5) 移動等円滑化推進協議会に関する事。 |
| | 自転車利用推進課 | (1) 自転車の利用推進に係る総合的企画及び調整に関する事。 (2) 自転車の放置防止に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 自転車走行空間の計画及び調整に関する事。 (4) 自転車駐車場に関する事。 (5) 自転車駐車対策等協議会に関する事。 |

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路保全課の項事務分掌の欄中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業その他平成28年熊本地震により被災した宅地に係る公共事業施行後の施設の維持管理の総括に関する事（他課の所管に属

するものを除く。)

別表(9)都市建設局の表土木部の部公園課の項事務分掌の欄中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 水前寺江津湖公園利活用・保全計画に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部公園課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(11) 水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部全国都市緑化フェア推進室(室)の項事務分掌の欄第2号及び第3号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(熊本市予算決算規則の一部改正)

2 熊本市予算決算規則(昭和39年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「交通政策課」を「交通企画課」に改め、「危機管理防災総室副室長」の次に「、東京事務所副所長」を加える。

(熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部改正)

3 熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則(昭和61年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第7条中「交通政策課自転車利用推進室」を「自転車利用推進課」に改める。

(熊本市公共交通協議会規則の一部改正)

4 熊本市公共交通協議会規則(平成25年規則第37号)の一部を次のように改正する。

第9条中「交通政策課」を「交通企画課」に改める。

規則第29号

令和4年3月31日

熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(熊本市都市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市都市公園条例施行規則(昭和33年規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表田迎公園運動施設の部室内温水プールの項中「7月」を「7月1日」に、「9月」を「9月30日」に、「10月」を「10月1日」に、「6月」を「6月30日」に改め、同部備考の欄第2項を同欄第3項とし、同欄第1項の次に次の1項を加える。

2 室内温水プールにおいて専用使用する場合は、午前9時から午後10時まで使用することができる。

(熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則(平成23年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(様式第1号、様式第2号又は様式第3号)」を削る。

第3条第1項中「(様式第4号、様式第5号又は様式第6号)」を削り、同項ただし書中「(様式第7号)」、「(様式第8号)」及び「(様式第9号)」を削る。

第4条中「(様式第10号)」を削る。

第5条第1項中「(様式第11号)」及び「(様式第12号)」を削り、同条第3項中「(様式第13号)」を削る。

第8条中「(様式第14号)」を削る。

第12条第1項中「(様式第15号)」を削り、同条第2項中「(様式第16号)」を削る。

第13条中「(様式第17号)」を削る。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(書類の様式等)

第19条 この規則の規定により使用する書類(第16条各号に掲げるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、総合体育館・青年会館の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表第2室内温水プールの部中「7月」を「7月1日」に、「9月」を「9月30日」に、「10月」を「10月1日」に、「6月」を「6月30日」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 室内温水プールにおいて専用使用する場合は、午前9時から午後10時まで使用することができる。

様式第1号から様式第17号までを削る。

(熊本市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本市体育施設条例施行規則(平成23年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「(様式第1号)」及び「(様式第2号)」を削る。

第18条第2項中「市民」を「市民等」に改める。

別表第2プールの部南部総合スポーツセンターの項中「7月」を「7月1日」に、「9月」を「9月30日」に、「10月」を「10月1日」に、「6月」を「翌年6月30日」に改め、同表備考に次のように加える。

5 南部総合スポーツセンタープールにおいて専用使用する場合は、午前9時から午後10時まで使用することができる。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(熊本市総合屋内プール条例施行規則の一部改正)

第4条 熊本市総合屋内プール条例施行規則(平成23年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(様式第1号)」を削り、同条第3項中「(様式第2号)」を削り、

同条第4項中「(様式第3号)」及び「(様式第4号)」を削る。

第3条第1項中「(様式第5号)」及び「(様式第6号)」を削り、同条第3項中「(様式第7号)」及び「(様式第8号)」を削る。

第8条中「(様式第9号)」を削る。

第9条第1項中「(様式第10号)」を削り、同条第2項中「(様式第11号)」を削る。

第10条中「(様式第12号)」を削る。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(書類の様式等)

第15条 この規則の規定により使用する書類(第13条各号に掲げるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、総合屋内プールの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表第2 メインプール飛込プールの部専用使用の項及びサブプールの部専用使用の項中「午前9時」を「午前8時」に改める。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定、第2条中別表第2の改正規定、第3条中別表第2の改正規定及び第4条中別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前において、第2条の規定による改正前の熊本市総合体育館・青年会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙、第3条の規定による改正前の熊本市体育施設条例施行規則の規定に基づき作成された用紙及び第4条の規定による改正前の熊本市総合屋内プール条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規則第30号

令和4年3月31日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表区民部の部各総合出張所（室）の項事務分掌の欄第3号中「及び課税標識の交付」を「並びに課税標識及び課税外標識の交付等（交付、再交付及び返納をいう。次項において同じ。）並びに試乗標識の返納」に改め、同欄第35号を削り、同欄第36号中「おでかけICカード」を「熊本市おでかけICカード」に改め、同号を同欄第35号とし、同欄第37号から第51号までを1号ずつ繰り上げ、同部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄第3号中「及び課税標識の交付」を「並びに課税標識及び課税外標識の交付等並びに試乗標識の返納」に改め、同部維持課（各区土木センター室）の項事務分掌の欄第16号中「公共事業施行後の」の次に「施設の」を加え、同表保健福祉部の部福祉課の項事務分掌の欄第10号を削り、同欄第11号中「おでかけICカード」を「熊本市おでかけICカード」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄中第12号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、第37号を削り、第38号を第36号とし、第39号から第51号までを2号ずつ繰り上げ、同部保健子ども課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(32) 駅前子育てひろばに関すること（西区役所に限る。）。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第31号

令和4年3月31日

熊本市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

熊本市都市計画法施行細則（平成8年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（様式第1号）」を削る。

第3条第3号中「（様式第2号）」を削り、同条第5号中「（様式第3号）」を削り、同条第6号中「（様式第4号）」を削る。

第4条から第6条までを削る。

第6条の2の見出し中「の様式等」を「に係る協議書の提出」に改め、同条中「（様式第8号の2）」を削り、同条を第4条とする。

第7条の見出し中「様式等」を「添付図書」に改め、同条中「は、開発行為変更許可申請書（様式第9号）によるものとし」を「を提出しようとする者は、開発行為変更許可申請書に」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出し中「の様式」を削り、同条中「届出は」を「届出をしようとする者は」に、「（様式第10号）によるものとする」を「を市長に提出しなければならない」に改め、同条を第6条とする。

第9条の見出し中「様式等」を「提出」に改め、同条中「（様式第11号）に、」を「に」に、「添付しなければならない」を「添付して市長に提出しなければならない」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「様式第12号」を「様式第1号」に改め、同条を第8条とする。

第11条中「（様式第13号）」を削り、同条を第9条とする。

第12条中「（様式第14号）」を削り、同条を第10条とする。

第13条中「（様式第15号）を」を「を市長に」に改め、同条を第11条とし、

第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条中「(様式第16号)を」を「を市長に」に改め、同条を第14条とする。

第17条の見出し中「建築物特例許可申請の様式等」を「建築物特例許可申請書の提出」に改め、同条中「(様式第17号)を」を「を市長に」に改め、同条第1号中「(様式第18号)」を削り、同条を第15条とする。

第18条の見出し中「様式等」を「提出」に改め、同条中「(様式第19号)を」を「を市長に」に改め、同条を第16条とする。

第18条の2の見出し中「の様式等」を「に係る協議書の提出」に改め、同条中「(様式第19号の2)に第17条各号」を「に第15条各号」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

第19条の2の見出し中「の様式等」を「に係る協議書の提出」に改め、同条中「(様式第19号の3)に第17条各号」を「に第15条各号」に改め、同条を第19条とする。

第20条の見出し中「許可申請の添付図書」を「許可申請書の提出」に改め、同条中「(様式第20号)を」を「を市長に」に改める。

第21条中「様式第21号」を「様式第2号」に改める。

第22条中「(様式第22号)」を削り、「(様式第22号の2)を」を「を市長に」に改める。

第23条中「様式第23号」を「様式第3号」に改める。

第24条中「様式第24号」を「様式第4号」に改める。

第25条を削る。

第26条の見出しを「(開発登録簿の写しの交付の申請)」に改め、同条中「(様式第26号)を」を「を市長に」に改め、同条を第25条とし、第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条の見出しを「(計画提案書の添付図書)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第1号中「(様式第29号)」を削り、同項第2号中「(様式第30号)」を削り、同項第3号中「(様式第31号)」を削り、同項を同条とし、同条を第33条とし、同条の次に次の1条を加える。

(書類の様式等)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載

すべき事項及びその様式（添付図書については、市長が当該様式の作成を必要と認めたものに限る。）は、市長が別に定めるところによる。次に掲げる法又は省令に定める書類に記載すべき事項及びその様式についても、同様とする。

- (1) 法第30条第2項の同意を得たことを証する書面
- (2) 法第30条第2項の協議の経過を示す書面
- (3) 省令第13条の4第1項の提案書
- (4) 省令第13条の4第1項第2号の同意を得たことを証する書類
- (5) 省令第13条の4第2項の書面
- (6) 省令第17条第1項第3号の相当数の同意を得たことを証する書類
- (7) 省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類
- (8) 省令第36条第1項の調書

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第35条を削る。

様式第1号から様式第11号までを削る。

様式第12号中「(第10号関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第1号とし、様式第13号から様式第20号までを削り、様式第21号を様式第2号とし、様式第22号及び様式第22号の2を削り、様式第23号を様式第3号とし、様式第24号を様式第4号とし、様式第25号から様式第32号までを削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第32号

令和4年3月31日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成12年規則第40号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「令和4年2月28日」を「令和5年2月28日」に改める。

附則第10項第1号中「132月」を「144月」に改める。

附則第18項第2号中「令和3年」を「令和4年」に、「令和2年」を「令和3年」に改める。

附則第20項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則中附則第7項第1号及び第10項第1号の改正規定は公布の日から、附則第18項第2号及び第20項の改正規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の附則第18項第2号及び第20項の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度分の保険料であって、令和3年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和4年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

規則第33号

令和4年3月31日

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市奨学金条例施行規則（平成14年規則第58号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 奨学金の貸付け（第2条—第21条）

第3章 高校等進学支援金の支給（第22条—第24条）

第4章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 奨学金の貸付け

第3条中「より、」を「よる」に、「を受けようとする者」を「の申請」に、「提出しなければ」を「提出することにより行わなければ」に改める。

第10条中「奨学金」の次に「の貸付け」を、「交付する」の次に「ことにより行う」を加える。

第20条第4項中「奨学金返還の猶予の」を「条例第12条の規定により奨学金の返還を猶予する」に改める。

第21条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第23条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第26条とし、第22条を第25

条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第21条の次に次の1章を加える。

第3章 高校等進学支援金の支給

(申請手続)

第22条 条例第15条の規定による支援金の支給の申請は、熊本市高校等進学支援金支給申請書に次に掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていることの証明書又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員の当該年度分の市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。)の所得割が非課税であることの証明書
- (2) 家計の急変等により奨学金の支給を受けようとする者にあつては、前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定等の通知)

第23条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類の提出を行った者(この条において「申請者」という。)が条例第14条第1号及び第3号から第5号までに掲げる要件の全てを満たすときは熊本市高校等進学支援金通知書により、当該要件のいずれかを満たさないときは熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の熊本市高校等進学支援金通知書により通知した申請者に対し、支援対象者とすることを決定したときは熊本市高校等進学支援金支給決定通知書により、支援対象者としなないことを決定したときは前項の熊本市高校等進学支援金不支給決定通知書により通知するものとする。

(取消しの通知)

第24条 市長は、条例第18条第1項の規定により支援金の支給の決定を取り消したときは、熊本市高校等進学支援金取消決定通知書により支援対象者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則第34号

令和4年4月1日

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成29年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「(品確法第3条第1項の日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

| |
|-----|
| 訓 令 |
|-----|

訓 令 第 2 号

令和 4 年 3 月 2 3 日

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市情報政策の推進に関する訓令（平成22年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「とは、」の次に「デジタル技術をはじめとする」を加え、「事項及び情報システムに係る専門技術に関する事項に係る」を削り、同条第2項を削る。

第4条第2項中「次に掲げる役割を担う」を「統括責任者を補佐する」に改め、同項各号を削る。

第6条（見出しを含む。）中「情報化推進委員会」を「デジタル推進委員会」に改める。

第8条の見出しを「（デジタル推進本部）」に改め、同条第1項中「熊本市情報化推進協議会（以下「協議会」という。）」を「熊本市デジタル推進本部（以下「デジタル推進本部」という。）」に改め、同条第2項中「協議会」を「デジタル推進本部」に改め、第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) デジタル技術をはじめとする情報通信技術に係る重要事項に関すること。
- (3) 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）に係る重要事項に関すること。

第8条第2項第4号中「情報システムのセキュリティ対策」を「情報セキュリティに係る重要事項」に改め、同項第5号を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「協議会」を「デジタル推進本部」に、「会長及び副会長」を「本部長、副本部長及び本

部員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「会長」を「本部長」に、「統括責任者」を「市長」に、「副会長は、会長が指名する」を「副本部長は統括責任者及び統括責任者補佐をもってこれに充て、本部員は総務局長、政策局長、財政局長、文化市民局長及び審議事項に係る局長（これに相当する職にあるものを含む。）をもってこれに充てる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「会長」を「本部長」に、「協議会」を「デジタル推進本部」に、「副会長」を「副本部長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「協議会」を「デジタル推進本部」に、「会長」を「本部長」に改め、同項を同条第6項とする。

第9条第1項中「協議会」を「デジタル推進本部」に改め、同条第2項中「協議会の会長の指示に基づき、協議会において審議を行うべき議題等の」を「デジタル推進本部から付託された事項について」に改め、同条第3項中「行政管理部長」を「デジタル部長」に改める。

第10条第2項中「情報政策の推進に係る組織、予算、人的体制等に関する」を「幹事会から付託された」に改め、同条第3項中「情報政策課長」を「幹事長が指名する職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓令第3号

令和4年3月28日

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員に対する被服貸与訓令（昭和32年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「病院局の職員」の次に「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員」を加える。

第3条の表中「5月31日」を「4月30日」に、「6月1日」を「5月1日」に、「9月30日」を「10月31日」に、「10月1日」を「11月1日」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓令第4号

令和4年3月30日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第8条局長共通専決事項の項の次に次のように加える。

財政局長専決事項

(1) 基金等の運用における金額、期間、方法等の決定に関すること。

第8条都市建設局長専決事項の項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条税務部長専決事項の項第1号中「市税(保険税を除く。以下同じ。)の納税」を「100万円以上の市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)に係る徴収金の徴収」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 30万円以上の市税に係る徴収金の滞納処分の執行の停止に関すること。

第10条課長共通専決事項の項第32号中「徴収の猶予」の次に「(100万円以上の市税に係る徴収金の徴収の猶予を除く。)」を加え、同条税制課長専決事項の項第1号中「県民税の送納」を「個人の県民税に係る徴収金の払込み」に改め、同条市民税課長専決事項の項第2号中「の交付」を「、課税外標識及び試乗標識の交付及び再交付」に改め、同条固定資産税課長専決事項の項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条納税課長専決事項の項第1号中「徴収の嘱託及び受託」を「30万円未満の市税に係る徴収金の滞納処分の執行の停止」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 地方税法第20条の4第1項の規定による徴収の嘱託に関すること。

第10条文化財課長専決事項の項を削り、同条保育幼稚園課長専決事項の項第2号

中「給与」の次に「及び退職手当」を加え、同条競輪事務所長専決事項の項第1号中「競輪場管理人及び臨時従業員」を「熊本競輪場運營業務に従事する者」に改め、「給与」の次に「及び退職手当」を加え、同項中第8号を第11号とし、同項第7号中「及び委託料」を「、委託料、使用料及び賃借料」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 公益社団法人全国競輪施行者協議会への負担金及び交付金の支出に関すること。

第10条競輪事務所長専決事項の項第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 熊本市営競輪開催時の電話投票及び電子決済投票に係る委託料並びに他競輪場の借上料の支出に関すること。
- (8) 臨時場外車券売場設置に係る委託料の支出に関すること。

第10条市街地整備課長専決事項の項に次の2号を加える。

- (17) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の9第3項に基づく勧告等に関すること。
- (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）及び熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号。以下「やさしいまちづくり条例」という。）の規定に基づく建築主等に対する指導、助言、指示及び立入検査に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第10条建築指導課長専決事項の項第7号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）」を「バリアフリー法」に改め、同項第8号中「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号。以下「やさしいまちづくり条例」という。）」を「やさしいまちづくり条例」に改め、同条植木中央土地区画整理事業所長専決事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とする。

第11条人材育成センター所長専決事項の項を削り、同条東税務室、西税務室、南税務室及び北税務室の室長専決事項の項第10号中「の交付」を「及び課税外標識の交付及び再交付」に改め、同条勤労青少年ホーム館長専決事項の項第11号中「利用証の交付」を「使用許可及びその取消し」に改める。

第15条第2項第1号セ中「貸付け」の次に「及び支給の決定」を加え、「の決定」を削り、同項第6号中「図書館副館長」の次に「、博物館副館長」を加え、同項第10号中「エに」を「オに」に改め、同号ウ中「並びに」の次に「貸し付けた」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 奨学金の支給の取消しの決定に関すること。

第15条第2項第19号中「、学校給食植木共同調理場長」を削る。

別表第3中「自転車利用推進室」を削る。

別表第4中

「図書館副館長」を「図書館副館長」に改め、「博物館長補佐」及び「学校給食博物館副館長」を「博物館副館長」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

訓令第5号

令和4年3月31日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成24年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条総合出張所長専決事項の項第15号及び西区役所芳野分室長専決事項の項第16号中「の交付」を「及び課税外標識の交付及び再交付」に改め、同条西区土木センター河内分室長専決事項の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条城南地域整備室及び植木地域整備室の室長専決事項の項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

固定資産税評価審査委員会

固定資産評価委告示第1号

令和4年4月8日

熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市固定資産評価審査委員会委員長 飯 星 元 廣

熊本市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

熊本市固定資産評価審査委員会規程（昭和38年固定資産評価委告示第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項第17号中「固定資産評価審査決定通知書」を「決定書」に改める。

様式第17号を次のように改める。

様式第17号

決 定 書

審査申出人

審査申出人が 年 月 日付けでした、固定資産課税台帳に登録された
価格に関する審査の申出について、次のとおり決定する。

- 1 主文

- 2 事案の概要

- 3 審査申出人及び市長の主張の要旨

- 4 理由

年 月 日

熊本市固定資産評価審査委員会 印

附 則

この規程は、公布の日から施行する。